

# 社会保障について

—社会保障の仕組みの基礎と、これから—

救護施設・真和館設立20周年記念講演

2026年6月26日

前・放送大学客員教授 田中耕太郎

<https://ktanaka-ssri.net/> (コータローの社会保障塾)





# 私たちの暮らし：自助・互助（共助）・公助

- ☞ 人が生まれて死ぬまで生活を営んでいくうえで、自分や家族の力だけでは乗り越えていくことが困難な生活上のリスク、障害には、どのようなものがあるだろうか？
- ☞ そのような生活上の困難の原因に対して、社会として対応するために、どういう社会的な仕組みが歴史的に形成され発展してきたのか？
- ☞ 「社会保障(Social Security)」という用語、概念は、わが国では一般にどう理解されているだろうか？これと類似の用語として、「社会福祉」、「社会保険」などもよく用いられるが、これらはどう異なるのか、どういう関係に立つのだろうか？
- ☞ 現在の社会保障が直面する課題と改革の方向性は？

図1 社会保障システムの体系



# 表1 社会保障を構成する2つの原理

原理	保険原理 Versicherung	扶助原理 Fürsorge
		
制度	社会保険	社会扶助
対象者要件	社会保険の加入者 社会保険料の納付	すべての国民 扶助を必要とする(ミーンズテスト)
カバーされるリスク	病気・けが： 医療保険 老齢・障害・死亡： 年金保険 業務上の事故： 労災保険 失業： 雇用保険 要介護： 介護保険	すべての生活上の困難
財源	社会保険料と国庫補助(税財源)	税財源

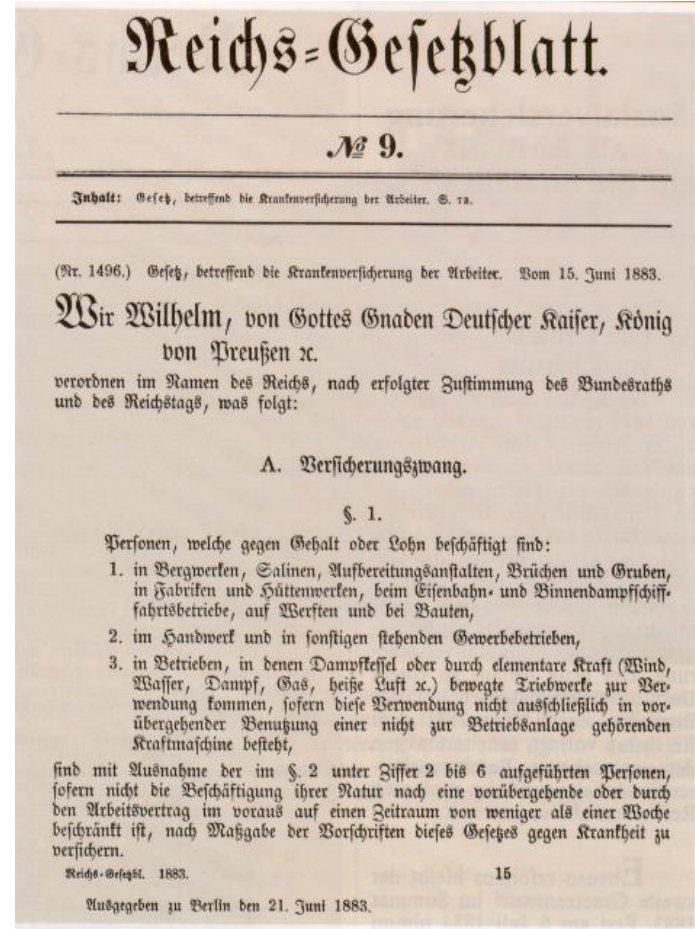
## 図2 世界で初めての社会保険： 1883年のドイツの疾病保険



Kaiser Wilhelm I (1797—1888) im Gespräch mit Bismarck.

ドイツ皇帝ヴィルヘルム1世(左)と宰相オットー・フォン・ビスマルク(右)

ビスマルク社会保険3部作： 1883年 疾病保険法  
1884年 労災保険法  
1889年 廃疾・老齢保険法



疾病保険法の帝国官報公布(1883.6.15)

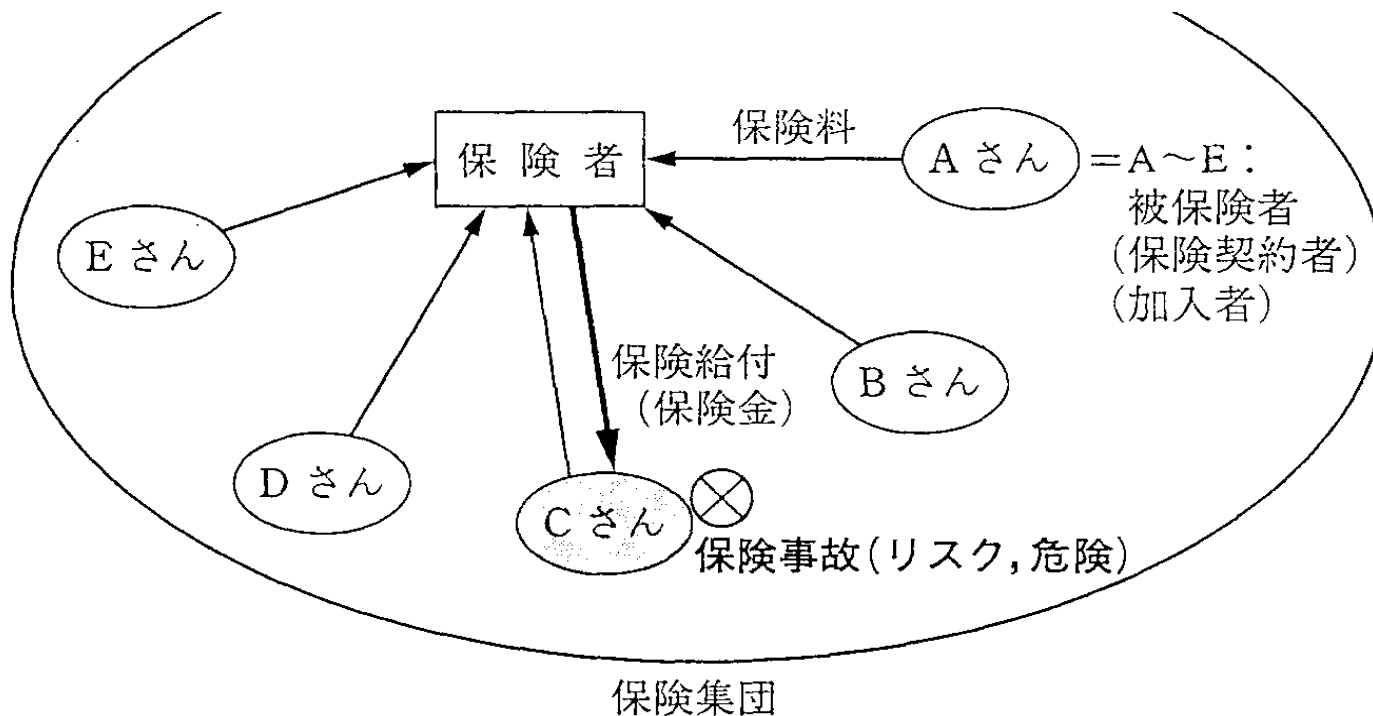
## 表2 社会保障の3つの制度と3つの給付

＜社会保障＞とは、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うものである」(1993年社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第一次報告)。

制度 ↓	給付→	所得(金銭)	医療サービス	福祉サービス
社会 保 険	医療保険	○	◎	
	年金保険	◎		
	労災保険	◎	◎	◎
	雇用保険	◎		
	介護保険		◎	◎
公的扶助(生活保護)		◎	○	○
社会福祉(サービスと金銭給付)		○		◎

(出所) 椋野美智子・田中耕太郎(2026)『はじめての社会保障』第23版、有斐閣アルマ。

## 図3 保険の基本構造と要素



べ、比較をすると、どんなに複雑に見える仕組みでも、その特徴がよくわかる。じつは、この本の第1章から、ずっとこういう目で、

# 保険の原理：死亡保険の事例

<1年以内の死亡時に保険金100万円を給付>

1年以内の死亡確率(2024年簡易生命表より):

48歳男:0.002(2/1,000) 16歳女:0.0002(2/10,000)

◆大数の法則

◆収支相等の原則(民間保険、社会保険共通)

$2,000円 \times 1,000人 = 200円 \times 1万人 = 100万円 \times 2人$

◆給付・反対給付均等の原則(民間保険の鉄則)

$2,000円 = 100万円 \times 2/1000$ 、 $200円 = 100万円 \times 2/10000$

保険料は、受ける保険金の数学的期待値に等しい

<民間保険＝リスク見合いの保険料の原則>

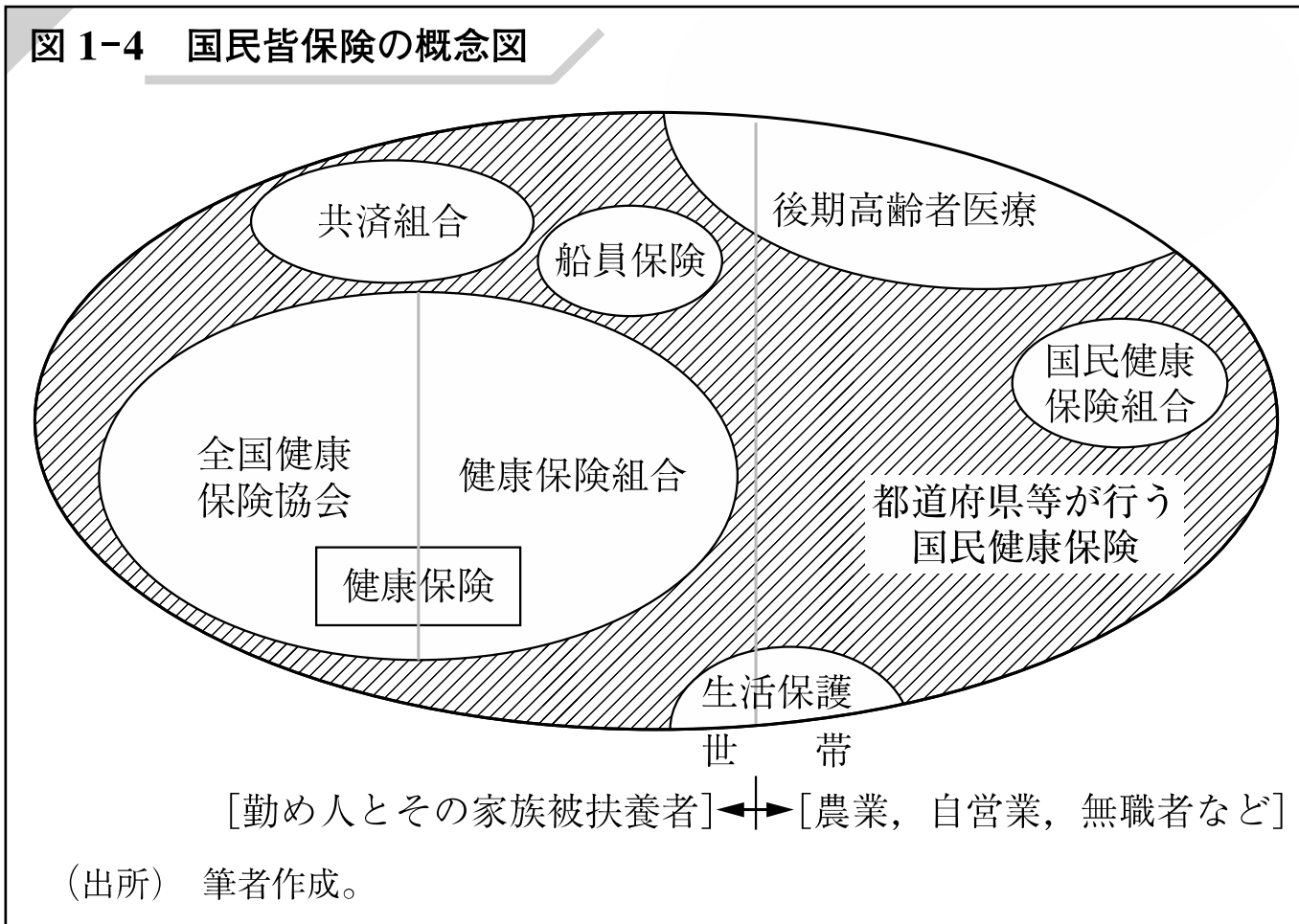
# 表3 社会保険の5つの領域と対象とするリスク

	対象とする リスク	リスクの特徴	対応する給付
医療保険	病気、けが	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期の稼得能力の喪失・減少</li> <li>・傷病の治療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期の所得保障</li> <li>・医療サービス(医療費)の給付</li> </ul>
労災保険	業務上の病気・けが、障害、死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期・長期の稼得能力の喪失・減少</li> <li>・傷病の治療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期・長期の所得保障</li> <li>・医療サービス(医療費)の給付</li> </ul>
年金保険	障害、高齢、死亡	長期の稼得能力の喪失・減少	長期の所得保障
雇用(失業)保険	失業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の職に就くまでの間の短期の所得保障</li> <li>・職業の紹介・斡旋、職業能力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期の所得保障</li> <li>・職業斡旋事業、職業訓練</li> </ul>
介護保険	要介護	介護サービス	介護サービス(介護費)の給付

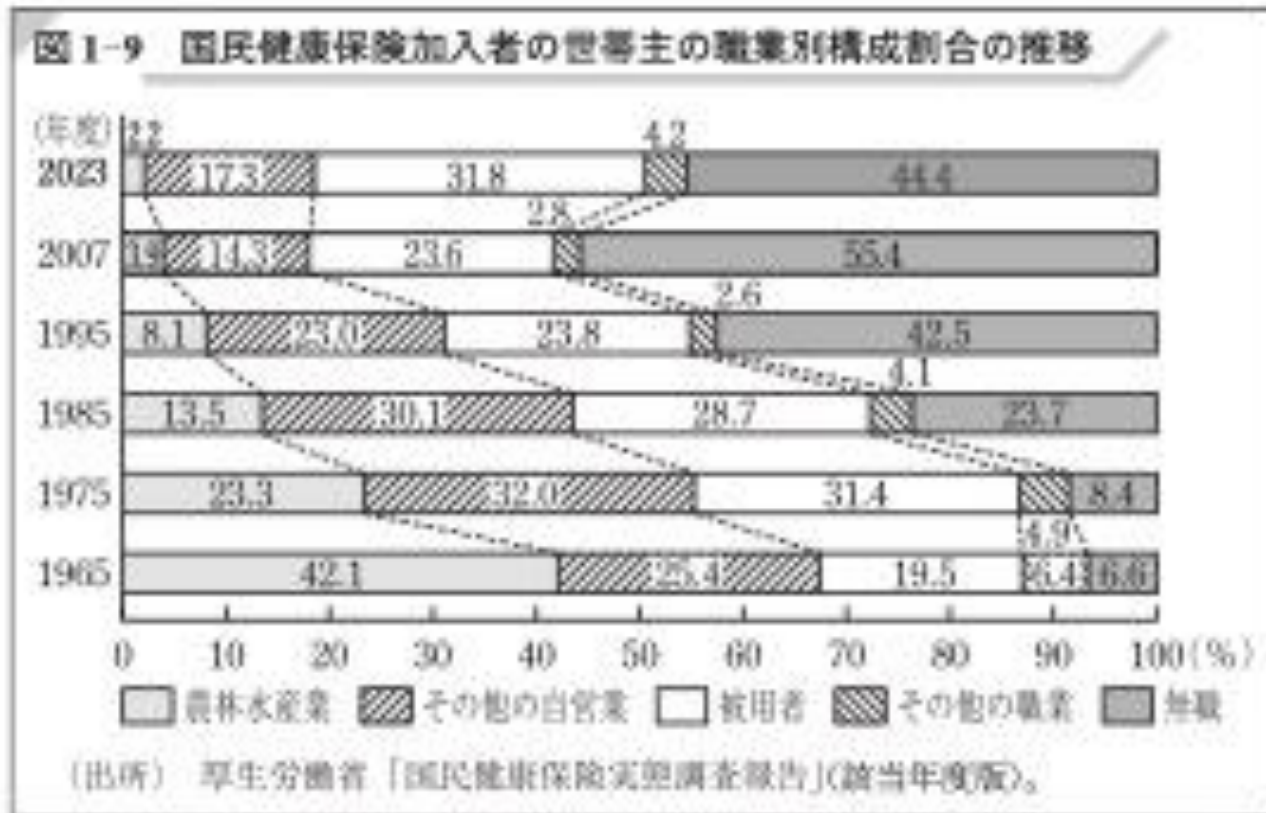
## 表4 日本の社会保険の発達の歴史

年	医療保険	年金
1922(大11)年	健康保険法	
1938(昭13)年	国民健康保険法	
1941(昭16)年		労働者年金保険法
1944(昭19)年		厚生年金保険法
1947(昭22)年	(労働者災害補償保険法、失業保険法)	
1954(昭29)年		(新)厚生年金保険法
1961(昭36)年	国民皆保険	国民皆年金(国民年金法)
1973(昭48)年 (福祉元年)	健保被扶養者7割給付、 高額療養費、老人医療費 無料化	5万円年金、賃金再評価、 物価スライド
1982(昭57)年	老人保健法	
1985(昭60)年		基礎年金創設
2006(平16)年	新しい高齢者医療制度	

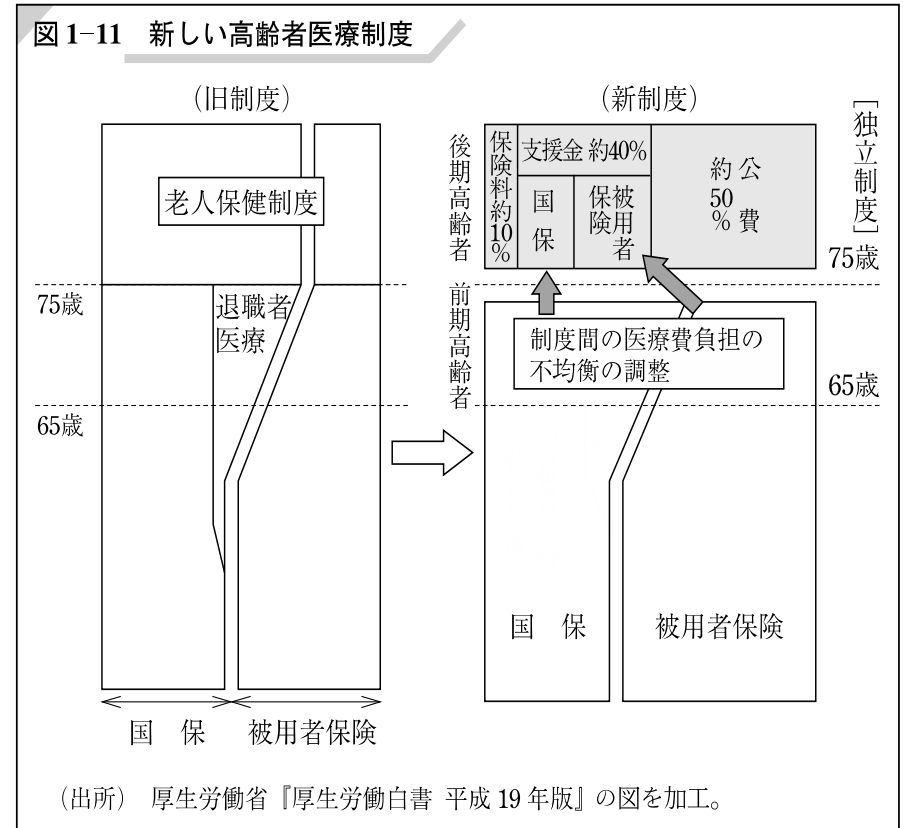
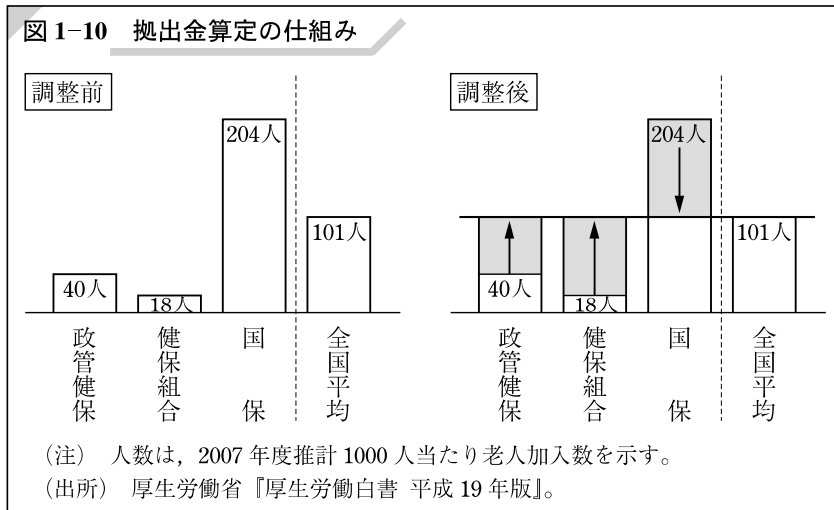
# 図4 国民皆保険の概念図



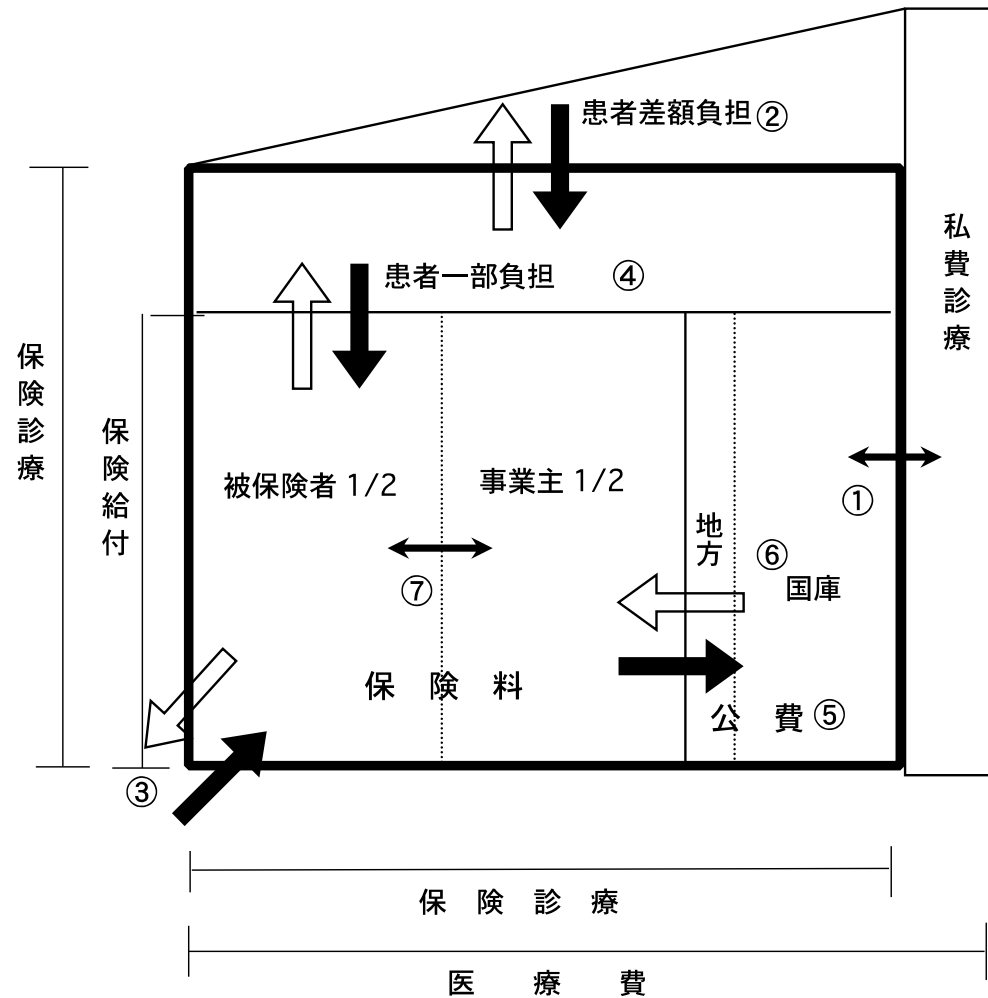
## 図5 国民健康保険の変質





# 図6 老人保健法から新たな高齢者医療へ (1982年～ 2008年度～)



# 図7 医療費負担の選択肢と方向性



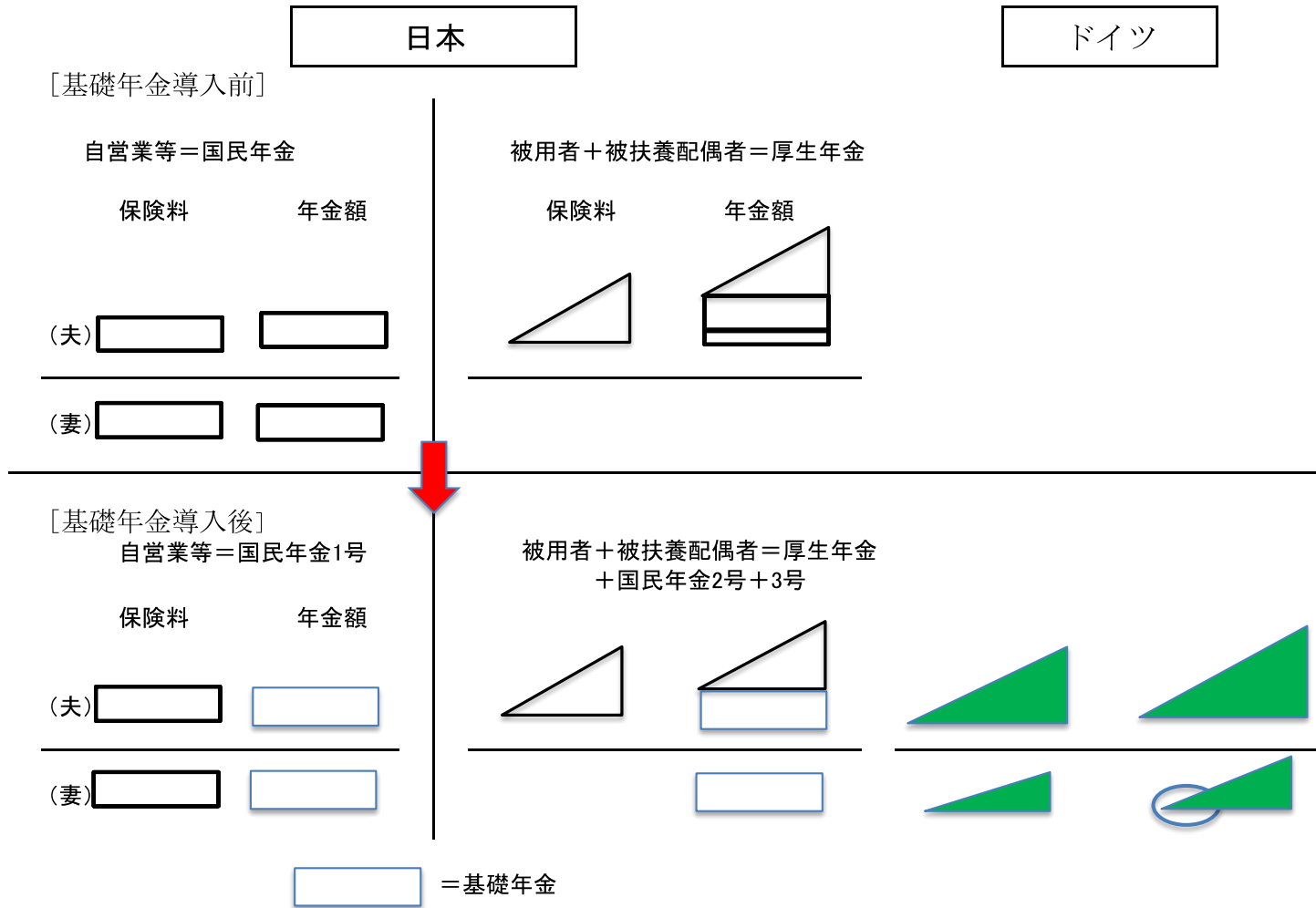
 戦後から 1981 年までの方向性  
 1982 年から現在までの方向性

# 「隠居論(いんきょろん)」(穂積(ほづみ)陳重(のぶしげ)著、大正4年(1916年)第2版)

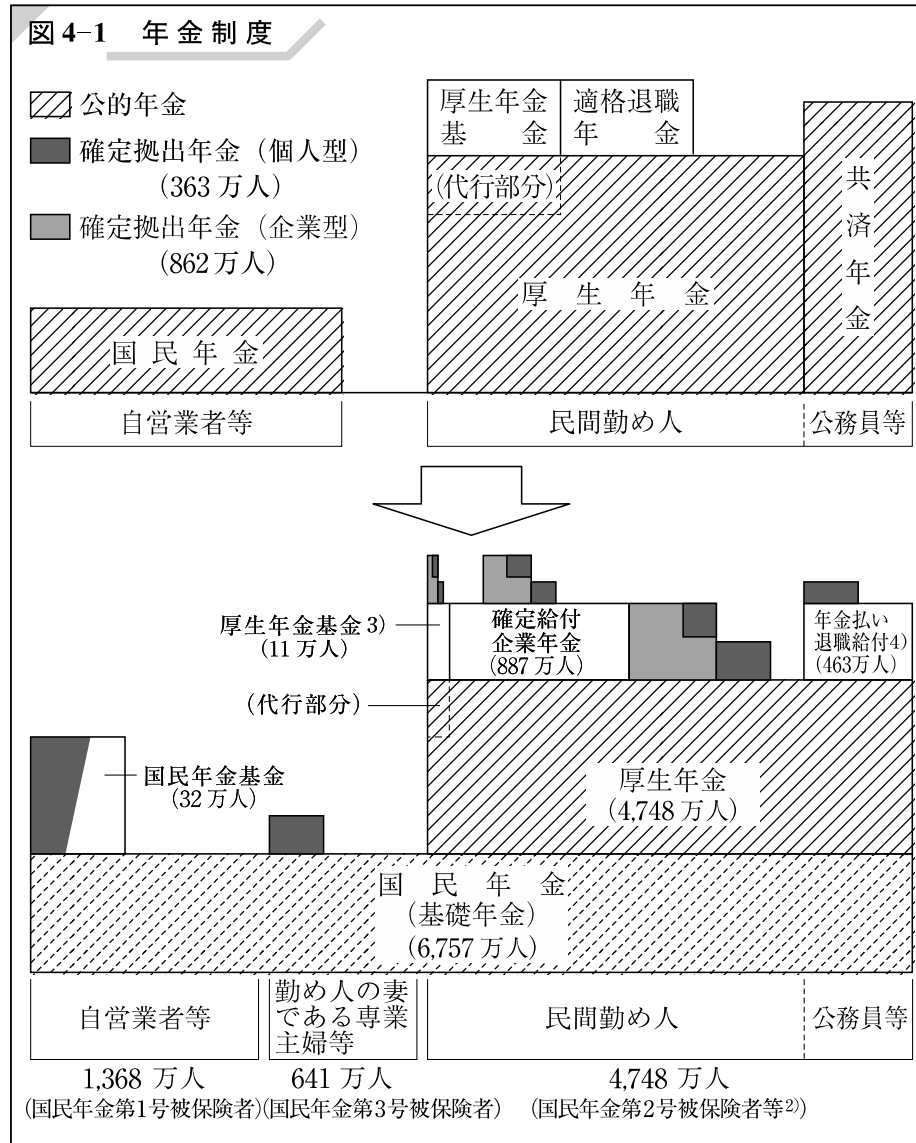
人類の老人処遇習俗の基本的類型とその歴史的変遷についての記述で、食老—殺老—棄老—退隱—優老という発展図式を述べるとともに、優老の項の中で74ページを費やして、当時、ヨーロッパの先進諸国で急速に広がりつつあった養老期金制度(つまり老齡年金制度)について論じている。

(二)養老期金制度	未曾有の新制度	老年者賦給と養老期金	食老俗と養老期金	起源	「アソシエーション」の養老期金法	
(二) 養老期金制度	<p>第二十世紀の新現象と稱すべきもの頗る多し。空に飛行機あり、地に自動車あり、學界に、ラヂウムの發見あり、而して法律界に於ては、人生の兩極端に關して古來未曾有の新制度の設定せらるゝを觀るに至れり。未曾有の新制度とは何ぞ、少年裁判制度及び養老期金制度即ち是れなり。</p> <p>抑、高齡者賦給の典は古來本邦に於ても屢行はれたること前項に述べたる如しと雖も、多くは臨時の恩惠的處分にして、偶、法令に依りて毎年米錢布帛等を給與するが如きことありたるも、皆賑恤の趣旨に出で、老人に養老の料を受くる權利を與ふるが如きは、古今東西未だ曾て其例有らざりしなり。</p> <p>ドイツ法に於ける隱居料は稍之に類するものあるが如しと雖も、是れ隱居者にのみ當るべきものにして、而も個人が之を設定するものなる點に於て、現時の養老期金と大に其性質を異にするものあり。現時の養老期金なるものは、本書の冒頭に於て論述せる食老俗の反對極に在るものにして、老人は社會に對して生存の資料を要求する權利ありとするものなり。是れ實に法制史上の異例にして、ラヂウム、飛行機等と共に、第二十世紀の初期に於ける新現象と稱すべきものなり。</p>	<p>高齡者に年金若くは週金を受領する權利を賦與するの可否は前世紀の末より現世紀の初めに涉り、泰西諸國に於ける學者政事家の間に研究討論せられ、往々之に關する立法を觀るに至れり。蓋し一千八百八十九年に、ドイツ國に於て制定せられたる強制保險法は、養老期金法の先驅とも稱すべき社會的立法にして、一千八百九十一年に、デンマルクに於て制定せられたる養老期金法は、其嚆矢なり。之に次で、ニュージーランドに於ては、一千八百九十八年に、ベルギーに於ては、一千九百年に、オーストラリアの「ニュー、サ</p>	<p>者にのみ當るべきものにして、而も個人が之を設定するものなる點に於て、現時の養老期金と大に其性質を異にするものあり。現時の養老期金なるものは、本書の冒頭に於て論述せる食老俗の反對極に在るものにして、老人は社會に對して生存の資料を要求する權利ありとするものなり。是れ實に法制史上の異例にして、ラヂウム、飛行機等と共に、第二十世紀の初期に於ける新現象と稱すべきものなり。</p>	<p>高齡者に年金若くは週金を受領する權利を賦與するの可否は前世紀の末より現世紀の初めに涉り、泰西諸國に於ける學者政事家の間に研究討論せられ、往々之に關する立法を觀るに至れり。蓋し一千八百八十九年に、ドイツ國に於て制定せられたる強制保險法は、養老期金法の先驅とも稱すべき社會的立法にして、一千八百九十一年に、デンマルクに於て制定せられたる養老期金法は、其嚆矢なり。之に次で、ニュージーランドに於ては、一千八百九十八年に、ベルギーに於ては、一千九百年に、オーストラリアの「ニュー、サ</p>	養老の法制	六二三

# 図8 年金の保険料と年金額の基本ルール

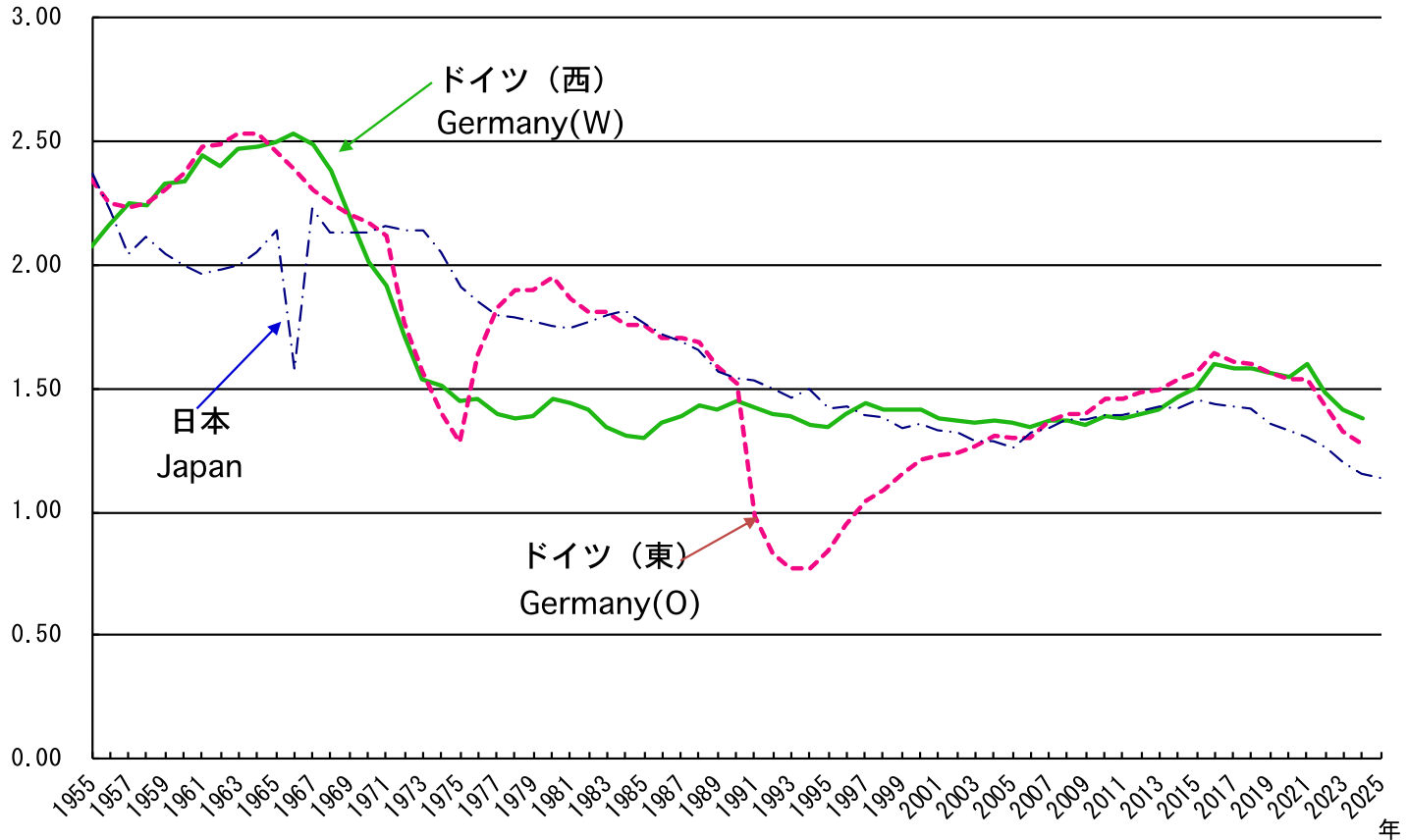


# 図9 日本の年金制度の構造

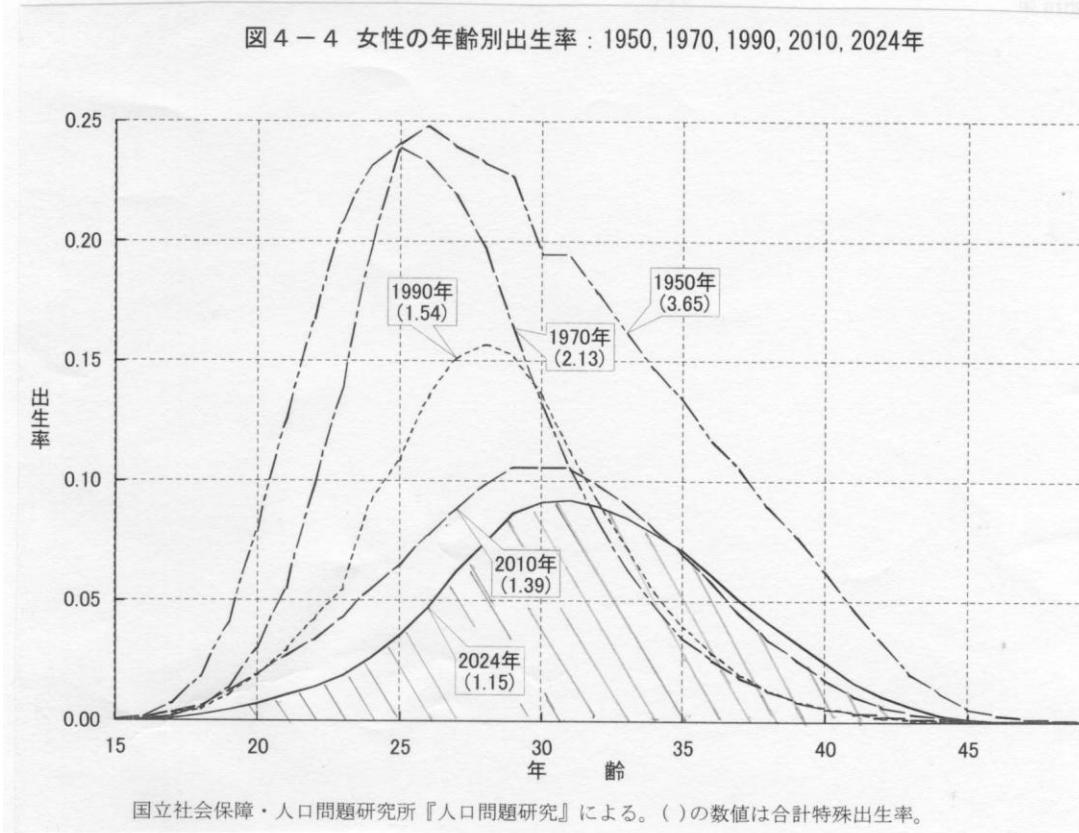


# 図10 日独の合計特殊出生率の推移(1955-2025)

合計特殊出生率



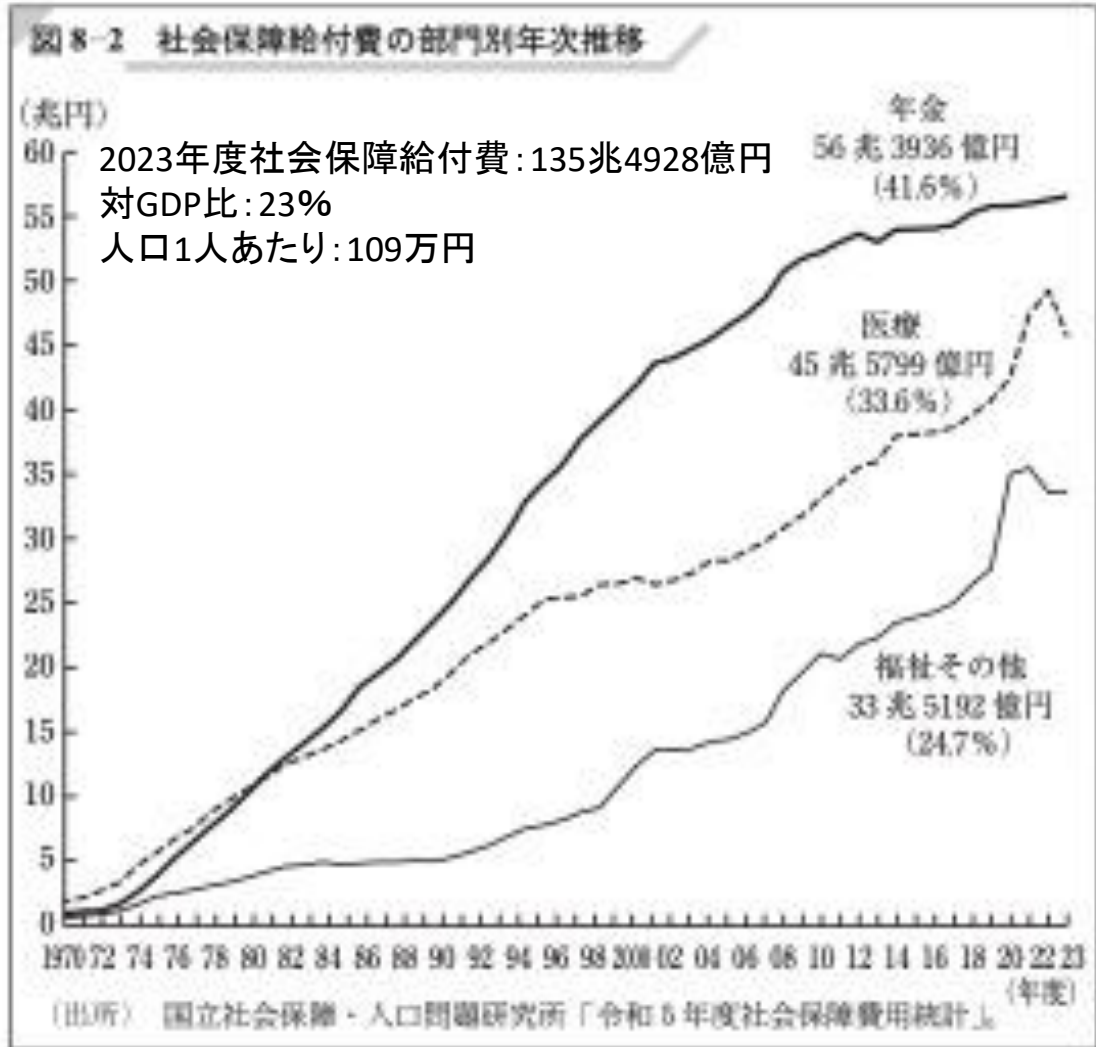
# 図11 合計特殊出生率の推移(1959~2024年)



15	0.00019		
16	0.00041		
17	0.00101		
18	0.00217		
19	0.00444		
20	0.00700	35	0.07126
21	0.01035	36	0.06095
22	0.01397	37	0.05044
23	0.01874	38	0.04132
24	0.02633	39	0.03261
25	0.03576	40	0.02441
26	0.04713	41	0.01646
27	0.06220	42	0.01065
28	0.07445	43	0.00636
29	0.08687	44	0.00289
30	0.09137	45	0.00119
31	0.09223	46	0.00048
32	0.08987	47	0.00018
33	0.08495	48	0.00009
34	0.07853	49	0.00021
		合計	1.14751

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生む子どもの数をいい、これが2.07だと人口置換水準となる。

# 図12 社会保障給付費の部門別年次推移(1970-2023)





## 表5 日独墺の社会保険料の比較(2026年)

	ドイツ	オーストリア	日本
年金保険	18.6%	22.80%	18.3%
失業保険	2.6%	5.9%	1.35%
医療保険*	17.5%	7.65%	9.9%
介護保険**	3.60%	—	1.62%
合計	42.30%	36.35%	31.17%

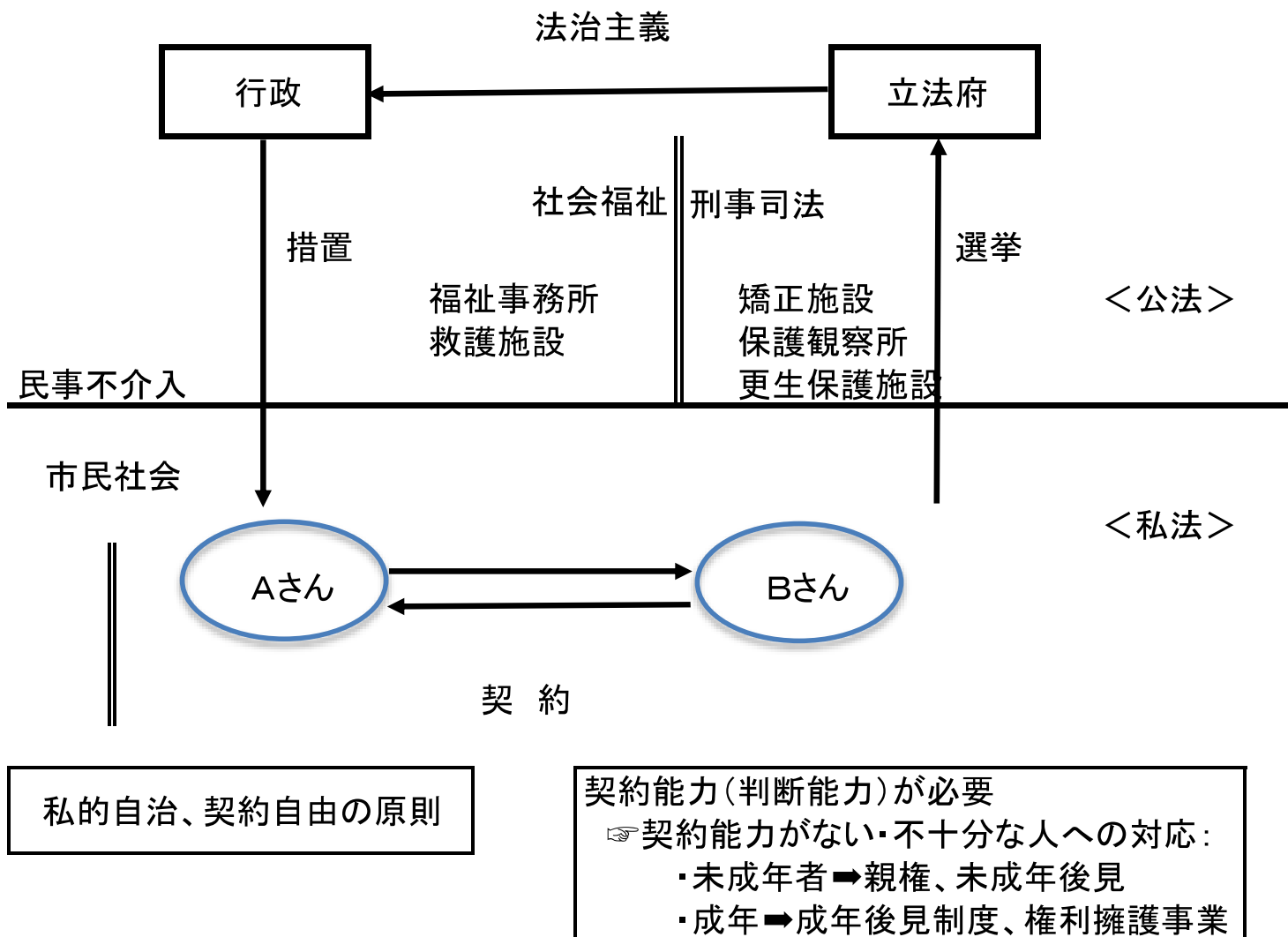
\*ドイツは追加保険料の全疾病金庫平均2.9%を含み、日本は協会けんぽの全国平均値。

\*\*ドイツは子の数に応じて異なる。日本は協会けんぽの料率。

## 表6 戦後の社会福祉制度の分化と総合化・普遍化

1946(昭21)年	(旧)生活保護法
1947(昭22)年	児童福祉法
1949(昭24)年	身体障害者福祉法
1950(昭25)年	(新)生活保護法
1960(昭35)年	精神薄弱者福祉法(現・知的障害者福祉法)
1963(昭38)年	老人福祉法
1995(平7)年	精神障害者福祉法
1997(平9)年	介護保険法
2005(平17)年	障害者自立支援法
2012(平24)年	子ども・子育て支援法
2013(平25)年	生活困窮者自立支援法

# 図14 措置と契約、社会福祉と刑事司法



# 措置から契約へ＝社会福祉と民法の関わり

1997(令9)年	介護保険法制定
1999(令11)年	民法等の一部改正(新しい成年後見制度)
2000(令12)年4月	両法が同時に施行

## 👉新しい成年後見制度

民法(明治29年)創設以来の行為能力制度(禁治産・準禁治産)を全面改正し、後見、保佐、補助の3類型に分類し、家庭裁判所の審判により決定。

判断能力の程度に応じて、単独での契約能力を制限し、同意権、取消権、代理権によって、本人の自己決定の尊重、残存能力の活用と本人保護の両立を図る。

戸籍への記載を廃止し、特別な登録、公示制度を創設。

鑑定手続きを簡素化、費用の低廉化。多くの法律上の欠格条項を削除。

## 👉地域福祉権利擁護事業の創設(1999年10月～)

判断能力の不十分な人との契約に基づき社協が福祉サービス利用、日常的金融管理、預かりサービスを提供(2000年の社会福祉法改正で「福祉サービス利用援助事業として」第2種社会福祉事業に位置づけ(2条3項12号)。

# 成年後見制度等の利用状況と2026年の抜本改正

## 👉 成年後見制度の利用状況(2025(令7)年末)

利用者総数: 259,901人(同年の申立件数: 43,159件)

うち成年後見: 180,828人、保佐: 58,162人、補助: 18,078人

任意後見(任意後見監督人が選任され現に効力): 2,833人

## 👉 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用状況(2023(令5)年度)

新規契約者数: 10,641件 (累計: 224,024件)

## 👉 民法等の一部改正法案(2026年)

(契機)一層の利用の促進と、国連障害者権利委員会の総括所見(2022年):

「代理・代行決定から意思決定支援へのパラダイム転換」

(内容)

- ・後見開始の審判、保佐開始の審判を廃止し、家庭裁判所は事理弁識能力が不十分であるすべての人について、補助開始の審判をすることができることとする。
- ・家庭裁判所は、必要があると認めるときは、重要な財産行為について、補助人の同意を要する旨の審判をし、または特定の法律行為について補助人に代理権を付与することができる。
- ・家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、請求により、補助の審判を取り消すことができる。

# 刑事司法と福祉：罪を犯した人の立ち直り支援へ

## ☞ 更生保護は社会福祉事業の対象外

1938(昭13)年の社会事業法制定以来、現在に到るまで、更生保護法による更生保護は、社会福祉事業には含まれない旨の明文の規定あり。

## ☞ 山本譲二『獄窓記』(2003年)

矯正施設(刑務所等)に多くの知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などが収容され、出所後も地域の福祉的支援を受けられず、再犯を重ねて収容される実態。

## ☞ 2009(平21)年 厚労省の事業で各都道府県に定着支援センターを設置

矯正施設入所中から、退所後の福祉的支援(住居の確保、各種手帳の取得、福祉施設や精神科病院の利用、生活保護の申請など)を実施。

## ☞ 2016(平28)年 再犯防止推進法

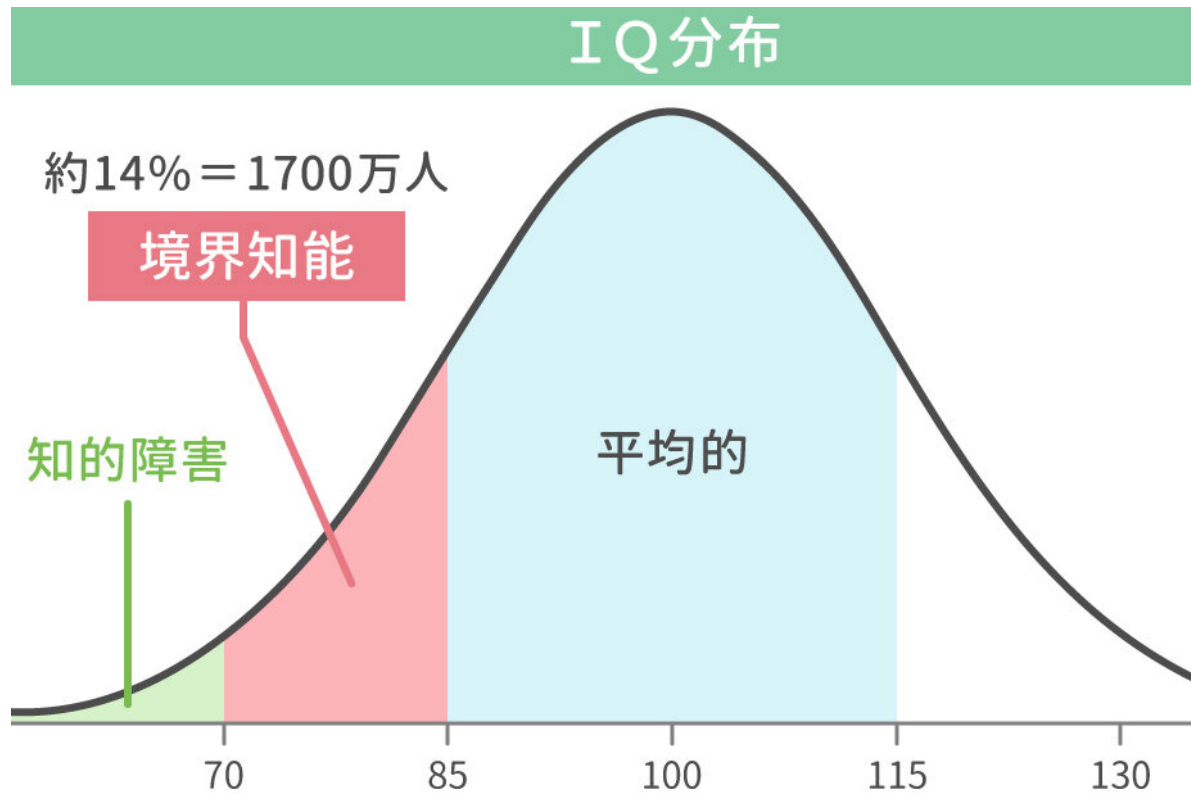
## ☞ 2022(令4)年 刑法(明40年)改正(懲役・禁固刑を廃止して拘禁刑を創設、2025年6月施行)

受刑者の改善更生、社会復帰支援のための矯正処遇の実施、個別処遇、動機付けの強化、被害者等の心理聴取・伝達制度、刑務官の意識改革・スキル向上

## ☞ さらに検察官による起訴段階での入り口支援へ

2021(令3)からは、地域定着支援センターでも、被疑者等支援業務を開始。

## 図15 IQ分布—「境界知能の問題」



(出所)NHK WEB特集「なぜ何もかもうまくいかない？私は『境界知能』でした」